

# 「紹介状なし」で受診する場合の 初診時選定療養費の金額が変わります。

平成28年4月より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、**500床以上**の地域医療支援病院では、**初診時の選定療養費を5,000円以上徴収**することが**義務化**されています。このたび、令和元年10月1日より、消費税増税に伴い下記の通り金額が変更となりますのでご承知おきください。

地域の診療所やクリニックにて「**かかりつけ医**」を持ち、必要な場合は**紹介状**を持参して当院を受診しましょう。



- 《初診とは》
- ・ 当院に初めて受診される方
  - ・ 当院に暫く受診されていない方  
(前回受診より6ヶ月 (小児科の場合は3ヶ月) を経過した方)
- 《初診時の選定療養費をいただかない方》
- ・ 紹介状を持参した方
  - ・ 救急車で来院して緊急な診療を必要とした方
  - ・ 公費負担医療制度の受給者の方 (こども医療、母子医療の方はいただきます)